

五監公告第19号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第の規定により次のとおり公表します。

平成24年10月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類
定期監査
2. 措置を講じた対象課
会計課
3. 監査の期間
平成24年7月27日～平成24年8月28日
4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(所見)	措置内容
<p>① 現在の財務事務処理においては、誰もが伝票処理を行うことができるシステムになっている。この財務事務処理を行うにあたっては、財務に関する規則に基づき行わなければならない。関係規則を熟知し遂行しなければならない。これらの伝票処理に係る財務関係事務処理マニュアルの職員研修、特に新規採用職員や経験の浅い職員に対し、周知徹底を図ることが必要であり、財務事務の関係課による職員研修の充実を望むものである。</p>	<p>会計事務処理に関する研修会を開催しました。 採用1～2年目の初任者を対象として10月1日に開催し、参加者は20名でした。 担当職員研修会は10月5日に開催し、参加者は45名でした。 今後も定期的に職員研修を行う計画です。</p>